

## 議第 5 3 号

### 専決処分の承認について

呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について、令和 8 年 3 月 3 1 日別紙のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

### (提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、呉市税条例等の一部改正について地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、この案を提出する。

呉市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

呉市長 新 原 芳 明

呉市条例第 1 6 号

呉市税条例等の一部を改正する条例

(呉市税条例の一部改正)

第 1 条 呉市税条例(昭和 2 5 年呉市条例第 3 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第 1 1 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、呉市公告式条例(昭和 2 5 年呉市条例第 3 2 号)第 4 条に<u>定める</u>掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第 1 1 条 法第 2 0 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「<u>施行規則</u>」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を</u>呉市公告式条例(昭和 2 5 年呉市条例第 3 2 号)第 4 条に<u>規定する</u>掲示場に掲示して行うものとする。</p>
<p>(納税証明事項)</p> <p>第 1 1 条の 3 <u>地方税法施行規則(昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」</u>という。)<u>第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号)第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税の種別割を滞納している場合とする。</u></p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第 1 1 条の 3 施行規則第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号)第 5 9 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合とする。</p>
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p>
<p>第 1 2 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 3 2 条、第 3 3 条の 5、第 3 3 条の 5 の 2 若しくは第 3 3 条の 5 の 5 (第 3 6 条の 7 の 2 において準用する場合を</p>	<p>第 1 2 条 納税者又は特別徴収義務者は、第 3 2 条、第 3 3 条の 5、第 3 3 条の 5 の 2 若しくは第 3 3 条の 5 の 5 (第 3 6 条の 7 の 2 において準用する場合を</p>

む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の7、第49条、第68条の5第1項、第70条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第122条第1項又は第128条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第68条の5第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第68条の5第1項の申告書、第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第36条の7、第49条、第70条第2項、第87条第1項若しくは第2項、第91条第2項、第94条、第122条第1項又は第128条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第87条第1項若しくは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) ～(6) 略  
(所得割の課税標準)

第27条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第28条の8において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

（既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第53条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(6) 略

（高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第53条の5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則

(4) ～(6) 略  
(所得割の課税標準)

第27条 略

2 略

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第28条の8において「特定配当等」という。）（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 略

（既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第53条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(6) 略

（高齢者等居住改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第53条の5 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則

附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(3) 略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(7) 略

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(3) 略

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(7) 略

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1) ～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の6の2 略

2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を

第53条の6の2 略

2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を提出することができる。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) 略

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第53条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、当該期間の経過後に、当該申告書及び当該添付書類を

提出することができる。

(1) ～(6) 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第67条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、法第442条第3号に規定する軽自動車等（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等についてはこれを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第67条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売の

提出することができる。

(1) ～(6) 略

(軽自動車税の納税義務者等)

第67条 軽自動車税は、法第442条第3号に規定する軽自動車等（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第67条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

ためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第68条 略

（環境性能割の課税標準）

第68条の2 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第68条の3 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第68条 略

受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第68条の4 環境性能割の徴収について  
は、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第68条の5 環境性能割の納税義務者  
は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第68条の6 環境性能割の納税義務者が  
前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第68条の7 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第78条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を

受けるための手続その他必要な事項については、市長が別に定める。

(種別割の課税免除)

第68条の8 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第69条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) ～(3) 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第70条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は5月1日から5月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第72条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第75条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書に、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書にその者の住所を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自

(軽自動車税の課税免除)

第68条の2 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第69条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) ～(3) 略

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第70条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は5月1日から5月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第72条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第75条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書に、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書にその者の住所を証明すべき書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車

転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第76条 略

(種別割の減免)

第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、その軽自動車等の所有者等に対して課する種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(9) 略

3 略

4 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第76条 略

(軽自動車税の減免)

第77条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、その軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(9) 略

3 略

4 第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。第3項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第3項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とす

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第78条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1)・(2) 略

2 前項第1号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由

る理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて種別割の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第79条 略

2 法第445条若しくは第68条又は第67条第3項ただし書の規定によつて種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識の交付を申請し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第68条又は第67条第3項ただし書の規定によつて種別割を課されないこととなつ

を証明する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

(1)～(6) 略

3 略

4 第1項第2号の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合には、当該提出期限の経過後に、当該申請書を提出することができる。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第79条 略

2 法第445条若しくは第68条又は第67条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識の交付を申請し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第68条又は第67条第2項ただし書の規定によつて軽自動車税を課されな

たときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～5 略

6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

7・8 略

附 則

第6条の2 略

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第28条の3及び第28条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第28条の7及び第28条の8第1項の規定の適用については、第28条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附

いこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3～5 略

6 第2項の標識の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識を返納しなければならない。

7・8 略

附 則

第6条の2 略

則第6条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税の住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第6条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第28条の3及び第28条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第28条の7及び第28条の8第1項の規定の適用については、第28条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第28条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第6条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第28条の3及び第28条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第28条の7及び第28条の8第1項の規定の適用については、第28条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3第1項」と、第28条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3第1項」とする。

とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第30条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第30条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第27条から第28条の3まで、第28条の5から第28条の7まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項、附則第6条の3の2第1項及び附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2 略

3 法附則第15条第25項第1号イに規

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第30条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第30条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第27条から第28条の3まで、第28条の5から第28条の7まで、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 略

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 略

2 略

3 法附則第15条第24項第1号イに規

定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する市

定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

<p>町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	
<p>1.4 法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>1.1 法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>1.5 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>1.2 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>1.6 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>1.3 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>1.7・1.8 略 (特別土地保有税の課税の停止)</p>	<p>1.4・1.5 略 (特別土地保有税の課税の停止)</p>
<p>第13条の2の2 略 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p>	<p>第13条の3 略</p>
<p>第13条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p>	
<p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第44条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第45条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	
<p>3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第13条の5の規定により読み替えられた第68条の5</p>	

第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第13条の4 市長は、当分の間、第68条の7の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第13条の5 第68条の5の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第13条の6 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第68条の3第1号	100分の1	100分の0.5
第68条の3第2号	100分の2	100分の1
第68条の3第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第68条の3（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(軽自動車税の税率の特例)

第14条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第69条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第69条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第69条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

円」とあるのは「5, 200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第70条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の3 略

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第14条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第70条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第75条及び第76条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の3 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第15条の4 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1

の 8 第 1 項，附則第 6 条第 1 項，附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 5 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と，第 2 8 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 5 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 6 条 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 2 8 条の 5 から第 2 8 条の 7 まで，第 2 8 条の 8 第 1 項，附則第 6 条第 1 項，附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については，第 2 8 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と，第 2 8 条の 6 第 1 項前段，第 2 8 条の 7，第 2 8 条の 8 第 1 項，附則第 6 条第 1 項，附則第 6 条の 3 第 1 項及び附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と，第 2 8 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民

税及び附則第 6 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 5 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と，第 2 8 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 5 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ～(5) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 1 6 条 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には，次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 2 8 条の 5 から第 2 8 条の 7 まで，第 2 8 条の 8 第 1 項，附則第 6 条第 1 項及び附則第 6 条の 3 第 1 項の規定の適用については，第 2 8 条の 5 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と，第 2 8 条の 6 第 1 項前段，第 2 8 条の 7，第 2 8 条の 8 第 1 項，附則第 6 条第 1 項及び附則第 6 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と，第 2 8 条の 6 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 1 6 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ～(5) 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民

税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

税の課税の特例)

第16条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税

3 略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条

の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項、附則第6条の3第1項及び附則第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるの

第19条の3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) ～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段

は「所得割の額並びに附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第

の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の4 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項及び第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) 略

3・4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第28条の5から第28条の7まで、第28条の8第1項並びに附則第

<p>6条第1項、<u>第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項、<u>第6条の3第1項及び第6条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>	<p>6条第1項及び第6条の3第1項の規定の適用については、第28条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項前段、第28条の7、第28条の8第1項並びに附則第6条第1項<u>及び第6条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第28条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>6 略</p>
---	--

(呉市都市計画税条例の一部改正)

第2条 呉市都市計画税条例（昭和32年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （法附則第15条第41項の条例で定める割合）</p> <p>第1条の2 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>第12条 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は</p>	<p>附 則 （法附則第15条第41項の条例で定める割合）</p> <p>第1条の2 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>第12条 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は</p>

第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正)

第3条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例(昭和33年呉市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例 (この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づき、<u>軽自動車税の種別割</u>の徴収について、呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号。以下「市税条例」という。)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 軽自動車等 軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車をいう。</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又</p>	<p>合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の徴収の特例に関する条例 (この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第119号。以下「特例法」という。)第4条第1項の規定に基づき、<u>軽自動車税</u>の徴収について、呉市税条例(昭和25年呉市条例第33号。以下「市税条例」という。)の特例を設けることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 軽自動車等 軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車をいう。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第3条 合衆国軍隊の構成員等、契約者又</p>

は軍人用販売機関等（以下「構成員等」という。）の所有する軽自動車等に対して課する種別割は、市税条例第69条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(徴収の方法)

第4条 構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割は、市税条例第72条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第5条 前条に規定する種別割の納税義務者は、毎年4月中において、本市の発行する別表第1に定める証紙を市長から購入して、当該種別割を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に別表第2に定める検印を受けたときに完了するものとする。

は軍人用販売機関等（以下「構成員等」という。）の所有する軽自動車等に対して課する軽自動車税は、市税条例第69条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) 略

(徴収の方法)

第4条 構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税は、市税条例第72条の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第5条 前条に規定する軽自動車税の納税義務者は、毎年4月中において、本市の発行する別記様式第1号に定める証紙を市長から購入して、当該軽自動車税を払い込まなければならない。

2 前項の場合において、軽自動車税の納税義務は、購入した証紙に別記様式第2号に定める検印を受けたときに完了するものとする。

第4条 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別記様式第1号」に、「軽自動車税（種別割）証紙」を「軽自動車税証紙」に、「Light Automobile Tax (Category Base) Stamp」を「Light Automobile Tax Stamp」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別記様式第2号」に改める。

(呉市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 呉市税条例等の一部を改正する条例（平成26年呉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪

以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る新条例第69条及び新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第69条及び新条例附則第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

## 付 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中呉市税条例第11条の改正規定及び第11条の3の改正規定（「の種別割」を削る部分を除く。）は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### (公示送達に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の呉市税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### (都市計画税に関する経過措置)

第5条 第2条の規定による改正後の呉市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。